

## ○茅野市生活環境保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅野市生活環境保全条例（昭和48年茅野市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(井戸を掘る場合等の申請書及び許可書)

第2条 条例第16条に規定する申請書（条例第20条の変更申請を含む。）は、様式第1号によるものとする。

2 条例第17条による許可書は、様式第2号によるものとする。

(季節的に使用する井戸)

第3条 条例第17条第1項第4号に規定する季節的に使用する井戸は、次に掲げる井戸とする。

(1) 農業用水として季節的に使用する井戸

(2) 寒天製造のため季節的に使用する井戸

2 前項に規定する井戸を新たに掘ろうとする場合は、既設井戸との距離が100メートル以上離れていること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(井戸の基準)

第3条の2 条例第17条第1項第5号に定める基準は、採取した地下水の量を測定することができる構造であることとする。

(井戸の完成届)

第4条 条例第18条に規定する届出書は、様式第3号によるものとする。

(既設井戸の届出)

第5条 条例第19条に規定する届出書は、様式第3号によるものとする。ただし、この場合、届出書添付書類2に規定する地質柱状図及び電気検層図は、届出のために測定することを要しない。

(許可井戸の使用目的の変更等)

第6条 許可を受けた井戸の使用目的の変更をしようとする者又は権利を譲り受けようとする者は、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書は、様式第4号によるものとする。

(井戸の廃止届)

第7条 条例第21条に規定する届出書は、様式第5号によるものとする。

第8条 削除

(開発の許可申請書及び許可書等)

第9条 条例第25条に規定する申請書（条例第27条の変更申請を含む。）は、様式第6号によるものとする。

2 前項に規定する申請書は、環境影響評価対象事業（長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第22条、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）又は自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第10条第3項若しくは第4項に該当する事業をいう。）にあつては、評価等終了後に提出するものとする。

3 条例第25条ただし書に規定する開発は、開発の面積が1ヘクタールを超える開発又は宅地造成の区画数若しくは住宅の建築戸数が50戸を超える開発とし、協議は様式第7号

を提出して行うものとする。

4 条例第26条及び第27条の許可書は、様式第8号によるものとする。

(軽微な変更)

第9条の2 条例第27条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に定める変更とし、届出は様式第9号を提出して行うものとする。

- (1) 開発の面積を増加させるもの又は10パーセント以上減少させるものでないこと。
- (2) 工事の予定期間を1年以上延長するものでないこと。
- (3) 工事の施行者を変更すること。
- (4) 公園、緑地又は広場の面積の開発区域の面積に対する割合を減少させるものでないこと。
- (5) 建築物及び構造物の位置のみを変更すること。
- (6) 観光開発における開発地内の分譲、賃貸地及び貸別荘地の区画の変更で、造成等を行わないものであること。

(完成届)

第9条の3 条例第27条の2に規定する完成届は、様式第10号によるものとする。

(道路公園等)

第10条 条例第29条第1項に規定する道路その他の公共の用に供する施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 道路は、開発区域外の道路の機能を阻害することなく当該道路と接続して、これらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されているほか、次のとおりとする。
  - ア 道路は、開発の規模に応じて主要幹線道路にあつては路面幅6メートル以上、その他の道路（車両の通行のない道路を除く。）にあつては路面幅4メートル以上とすること。
  - イ 道路には、雨水等を有効に排出するために必要な側溝その他の適当な施設が設けられていること。
  - ウ 前ア、イに定めるもののほか、開発地内の道路については、道路構造令（昭和45年政令第320号）又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。
- (2) 消防水利は、消防に必要な水利として利用できる河川、池その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置するときは、当該基準に適合していること。
- (3) 外灯は、災害の防止及び防犯のため、開発地内の状況に応じて設置すること。
- (4) 開発によってがけが生ずる場合は、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限りそのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配がとられているほか、がけ面の保護は、次のとおりとする。
  - ア 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質層がある場合は、その地盤に滑りが生じないような工法によること。
  - イ 盛土をする場合は、盛土に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講ぜられていること。
  - ウ 前ア、イに定めるもののほか、がけ面の保護に関しては、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）を準用する。
- (5) 駐車場の設置の基準は、次のとおりとする。

- ア 条例第3条第2号アに規定する開発は、それぞれの区画ごとにその区画の利用者のための駐車場を設けること。
- イ 条例第3条第2号イに規定する開発は、建築する住宅の戸数以上の駐車場を開発地内又はその近隣に設けること。
- 2 条例第29条第4項に規定する公園、緑地又は広場の基準は、次のとおりとする。
- ア 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
- イ 公園、緑地又は広場は、利用者の有効な利用が確保されるような位置で市長が指定する場所に設け、表示すること。
- 3 条例第29条第5項に規定する小規模開発の基準は、次のとおりとする。
- (1) 道路は、開発区域外の道路の機能を阻害することなく、当該道路と接続して、これらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されているほか、次のとおりとする。
- ア 道路の幅員は、路面幅4メートル以上（車両の通行のない道路を除く。）とすること。
- イ 道路には、雨水等を有効に排出するために必要な側溝その他の適当な施設が設けられていること。
- ウ 前ア、イに定めるもののほか、開発地内の道路については、道路構造令又は建築基準法施行令の定めるところによる。
- (2) 開発地内に次に定めるところにより、緑地を設けること。ただし、条例第3条第2号ア及びエに規定する開発又は同号イに規定する4戸以下若しくは販売を目的とした1戸建の住宅の建築については、この限りでない。
- ア 緑地の面積の開発区域の面積に対する割合は、5パーセント以上とする。ただし、10戸以下の住宅の建築については、3パーセント以上とする。
- イ 緑地は、その利用者の有効な利用が確保されるような位置で市長が指定する場所に設けること。
- (3) 消防水利の設置については、第1項第2号の規定を適用する。
- (4) 外灯の設置については、第1項第3号の規定を適用する。
- (5) がけ面の保護等については、第1項第4号の規定を適用する。
- (6) 駐車場の設置については、第1項第5号の規定を適用する。

(排水路等)

第11条 条例第30条に規定する排水路その他の排水施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発地内の排水路その他の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して開発地内の廃水又は雨水を有効かつ適切に排水できるよう河川その他の公共用水域等に接続していること。
- (2) 排水の放流先が用悪水路である場合は、関係水利権者の同意を得ること。

(公共用地の確保と集会所の設置)

第12条 条例第31条に規定する公共用地及び集会所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発の規模が250戸以上であるときは、保育所設置のための用地を市の指定する位置に確保し、造成すること。この場合、当該用地は、2,500平方メートルを基準とし、開発の規模に応じて市長の定める面積を加算するものとする。ただし、近隣の区、自治会等及び他の保育所の設置の状況を勘案して、市長が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(2) 開発地内の戸数が30戸を超え、かつ、その開発地が隣接する区、自治会等と自治組織が共にできないときは、その利用者が有効に利用できる位置に次の基準に従って集会所の設置をすること。

ア 集会所の面積は、開発の規模に応じて別表第1に定めるところによる。

イ 集会所の敷地の面積は、敷地面積に対する建築面積の割合が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定以下となるよう確保されていること。

ウ 集会所の構造は、建築基準法に規定する簡易耐火構造以上とすること。

(保育所用地の買収)

第13条 市は、前条第1号の規定によって確保した保育所設置のための用地を、開発業者が地主から買収した価格で買い受けるものとする。

第14条 削除

(開発の基準)

第15条 条例第32条に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 開発地の造成に当たっては、切土及び盛土の量は最小限にとどめ、法面の勾配はできるだけ緩和して法面の安定を図ること。

(2) 法面は、張芝、筋芝、種子吹付け、植生盤その他現地に適した工法により緑化修景するほか、現存する植生は、できる限り残存し利用すること。

(3) 擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張り工とすること。

(4) 開発地内の道路の路面面積は、開発面積に対し10パーセント以下とするほか、道路の設置については、次に定めるところによる。

ア 開発地内における主要幹線道路の両側20メートル以上、主要道路の両側10メートル以上の緑地帯を設けること。

イ 前号に定めるもののほか、道路の構造等については、第10条第1項第1号に定めるところによる。

(5) 開発地内における分譲、賃貸地及び貸別荘地は1区画1戸建とし、その区画の面積は1,000平方メートル以上とすること。ただし、集合別荘（同一棟内に独立して別荘（保養所を含む。）の用に供せられる部分が二つ以上ある建築物をいう。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が二つ以上ある建築物をいう。）又は分譲ホテル（各室を分譲又は貸付けすることを目的として設けられるホテル型式の建築物をいう。）にあつては敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が300平方メートル以上であること。

(6) 開発地内に建築物を建築しようとする場合は、建築物の地上部分の水平投影面積（以下「建築面積」という。）の敷地面積に対する割合は20パーセント以下とし、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下同じ。）は10メートル以下かつ2階建て以下とすること。

(7) 前号の規定にかかわらず、旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）の旅館をいう。以下同じ。）及び高層集合住宅の建築物の高さは、13メートル以下とし、周囲の景観を損なわない地籍に建築すること。ただし、13メートルを超えるものについては、市長の許可を得なければならない。

(8) 分譲又は賃貸後の自然環境の保全のため、分譲又は賃貸に当たって購入者に対し

第1号から第3号まで及び第5号に掲げるもののほか、次の条件を付すること。

ア 建築面積の敷地面積に対する割合は、20パーセント以下とすること。

イ 建築物の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5メートル以上離れていること。

ウ 建築物の高さは、10メートル以下かつ2階建て以下にとどめること。ただし、旅館及び高層集合住宅については、前号の規定を適用する。

エ 建築物の外部色彩は、周囲の自然と調和を保つものであること。

オ へいその他のしゃへい物は、できる限り設けないこと。やむを得ず設けなければならない場合は生垣とし、植物は当該地域に生育しているものと同種類のものを使用すること。

カ 樹木は、できる限り残存させ修景植栽を行うこと。この場合、庭園樹木は避け、当該地域に生育する樹木と同種類の植物を使用すること。

(9) 急傾斜地で地形勾配が30度（国定公園地域は16度42分）以上の場合は、建築しないこと。ただし、国定公園地域以外の地域については、30度未満の面積が建築面積の5倍以上確保できる場合は、この限りでない。

(10) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。以下同じ。）の土石の移動量は、100万立方メートル（18ホール換算による。）を超えないものとする。

(11) ゴルフ場のグリーン造成については、農薬が地下浸透しない工法とすること。  
（湧水地及び河川の指定）

第16条 条例第32条第2項に規定する湧水地及び河川は、別表第2に定めるところによる。

（給水施設の水源）

第17条 条例第33条に規定する水道施設の水源に表流水を使用する場合は、水利権者の同意を得るものとする。

（排水路等）

第18条 条例第35条に規定する排水路その他の排水施設は、第11条の規定を適用する。

2 条例第35条第1号に定める遊水池は、開発地の規模、地形、放流先の排水能力等を勘察して、一時雨水を貯留することができるような構造でなければならない。

3 条例第35条第2号に規定する河川は、別表第3に定める河川とする。ただし、開発地の地形等により同表に規定する河川に放流することができない場合は、その他の河川等に放流することができる。この場合、関係水利権者の同意を得るものとする。

（抑制区域）

第19条 条例第36条の2の2第2項の規則で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域

(4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定により指定された国定公園の区域

(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する国有林の区域及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域

- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イに規定する農用区域及び同号ロに規定する農地の区域（農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備であって、当該支柱について同法第4条第1項又は同法第5条第1項に基づく許可を受けるものを除く。）
- (7) 史跡、名勝等であって次に掲げるものの区域
- ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物
  - イ 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物
  - ウ 茅野市文化財保護条例（昭和40年条例第11号）第2条第4号の規定により指定された茅野市指定史跡、茅野市指定名勝又は茅野市指定天然記念物の区域
- (8) 茅野市景観づくり条例（平成21年茅野市条例第15号）第24条第1項の規定により認定された景観づくり住民協定の区域
- (9) 屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号。以下「長野県規則」という。）第10条の規定により指定された八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域のうち、茅野市内の区域
- (10) 次に掲げる幹線道路の区間のうち、当該道路の両側各300メートル以内の区域
- ア 茅野市道1級24号線の起点から当該道路の終点までの区間
  - イ 茅野市道1級26号線が長野県規則で規定する八ヶ岳エコーライン（以下この号において「エコーライン」という。）と交差する地点から当該道路の終点までの区間
  - ウ 茅野市道1級36号線のうち、当該道路の起点から市道3ブロック3187号線に接続するまでの区間
  - エ 長野県道188号上槻木矢ヶ崎線の起点から当該道路がエコーラインと立体交差する地点までの区間
  - オ 長野県道191号渋の湯堀線の起点から当該道路がエコーラインと交差する地点までの区間
  - カ 長野県道192号茅野停車場八子ヶ峰公園線の茅野市と立科町との境界から当該道路とエコーラインが交差する地点までの区間
  - キ 国道152号の茅野市と長和町との境界から当該道路とエコーラインが交差する地点までの区間
  - ク 国道299号の茅野市と佐久穂町との境界から当該道路とエコーラインが交差する地点までの区間

（太陽光発電設備の設置及び管理基準）

第19条の2 条例第36条の3第1号から第5号までの規則で定める基準は、別表第4の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（看板の設置）

第20条 条例第36条の3の2第1項で定める看板は、太陽光発電設備に関する看板（様式第10号の2）によるものとする。

2 条例第36条の3の2第3項に規定する届出は、看板（掲示内容変更）届出書（様式第10号の2の2）に次に掲げる書類を添付して、当該看板を設置及び変更した日から7日以内

に市長に届け出るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 看板の設置及び掲示内容変更を証する写真  
(事前協議)

第20条の2 条例第36条の4に規定する事前協議は、様式第10号の2の3を市長に提出して行うものとする。

(説明会の開催)

第21条 条例第36条の5の規則で定める近隣住民等は、次に掲げる者とする。

- (1) 太陽光発電事業区域（以下この条において「事業区域」という。）の敷地境界線から50メートル以内に存する土地及び建物の所有者及び居住者
- (2) 第19条第1号から第8号までに規定する抑制区域内に太陽光発電設備の設置を行う場合は、当事業区域の敷地境界線から100メートル以内に存する土地及び建物の所有者及び居住者
- (3) 第19条第9号及び第10号に規定する抑制区域内に太陽光発電設備の設置を行う場合は、当該事業区域の敷地境界線から100メートル以内に存する土地及び建物の所有者及び居住者並びに当該事業区域の敷地境界線から300メートル以内に存する土地及び建物の所有者及び居住者であって、当該土地及び建物から当該事業区域を視認できる者
- (4) 太陽光発電事業区域に関係する区及び自治会
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者  
(事業計画の届出)

第21条の2 条例第36条の6に規定する事業計画の届出は、様式第10号の3によるものとする。

(事業の変更届)

第21条の3 条例第36条の7に規定する事業の変更届は、様式第10号の4によるものとする。

(設備設置完了届)

第21条の4 条例第36条の8に規定する太陽光発電設備の設置の完了の届出は、様式第10号の5によるものとする。

(事業の廃止届)

第21条の5 条例第36条の9に規定する事業の廃止等の届出は、様式第10号の6によるものとする。

(立入り検査職員の証)

第22条 条例第48条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第11号によるものとする。

(指導又は助言通知書)

第22条の2 条例第48条の2に規定する指導又は助言は、様式第11号の2により行うものとする。

(勧告書)

第23条 条例第49条第1項及び第2項に規定する勧告は、様式第12号により行うものとする。

(処置命令書)

第24条 条例第50条に規定する処置命令は、様式第13号により行うものとする。

(処置の届出書)

第25条 条例第51条に規定する処置が完了したときの届出は、様式第14号により行うものとする。

(停止命令書)

第26条 条例第52条に規定する一時停止命令は、様式第15号により行うものとする。

(取消通知書)

第26条の2 条例第52条の2に規定する許可の取消しは、様式第16号により行うものとする。

(原状回復等命令書)

第27条 条例第53条に規定する原状回復等の命令は、様式第17号により行うものとする。

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年4月15日規則第13号)

この規則は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則 (昭和52年5月13日規則第16号)

この規則は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則 (昭和55年12月15日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月20日規則第11号)

この規則は、昭和61年6月20日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月28日規則第23号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成2年1月30日規則第1号)

この規則は、平成2年2月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日規則第7号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月23日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年8月1日から施行する。

(経過処置)

2 この規則の施行の際、従前の規定によって承認又は許可を受けていた者は、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月30日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過処置)

2 この規則の施行日以前に届出のあったものについては、なお従前の例による。



附 則（平成13年2月15日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定、第12条の改正規定（同条第2号中「30戸以上であって」を「30戸を超え、かつ、」に改める部分を除く。）、第13条から第21条までの改正規定、別表第2及び別表第3の改正規定並びに別表第4を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に届出又は許可申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日規則第4号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日規則第2号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の茅野市生活環境保全条例施行規則（以下「新規則」という。）第20条の規定による看板の設置、第21条の規定による説明会の開催、新規則別表第4災害の防止に関する事項の項第10号及び同表事業の運営に関する事項の項第5号の規定は、施行日以後に茅野市生活環境保全条例（昭和48年茅野市条例第20号）第36条の4に規定する認定申請又は契約手続きをする太陽光発電事業について適用し、施行日前に認定申請又は契約手続きをする太陽光発電事業についてはなお従前の例による。

別表第1（第12条関係）

集会所設置の面積の基準

開発の規模（戸数）	集会所の面積
A 開発区域内の戸数31戸	51平方メートル
B 開発区域の戸数32戸以上100戸以下	Aの面積に31戸を超える1戸につき1平方メートルを加算して得た面積
C 開発区域の戸数101戸以上	Bの面積に100戸を超える1戸につき0.5平方メートルを加算して得た面積

別表第2（第16条関係）

指定する湧水地及び河川

湧水地			河川			
1	多々羅	20	冷山	宮川	上場沢川	鳴岩川
2	持栗日影	21	大井戸	下馬沢川	日影田川	槻ノ木川
3	持栗沢	22	白井出	弓振川	前島川	前沢川
4	追出	23	1本桂	大沢川	藤原川	大早川
5	強清水	24	夕日当	上川	田沢々川	小早川
6	車沢	25	清水平	取翻川	中笹川	中野沢川
7	笹中A	26	大岩	柳川	車川	半僧川
8	笹中B	27	古田	滝ノ湯川	多々羅川	サカサ川
9	天祥寺	28	地獄沢	音無川	追出川	大崩川
10	竜源	29	地獄尻	角名川	芋倉川	舟ヶ久保川
11	長谷川	30	流清水	檜沢川	左エ門川	阿久川
12	柳小場	31	細ぐるみA	茅野横河川	ヨキトギ川	才野川
13	丸生戸	32	細ぐるみB	水眼川	百々川	尼御前川
14	小斉	33	御小屋	浦ノ沢川	鳴沢川	入合戸川
15	鹿山	34	下馬沢	麻浸川	矢ノ口川	大日影川
16	男鹿山	35	横谷	金川	金山沢川	北川
17	赤渋	36	小町屋	蟹出川	持栗川	北の久保川
18	雨掘	37	静鉦山	宮沢川	小斉川	山口沢川
19	逆川	38	殿様水	川久保川	丸生戸川	常滑川

別表第3（第18条関係）

指定する河川

宮川	金川	ヨキトギ川
下馬沢川	蟹出川	百々川
弓振川	宮沢川	鳴沢川
大沢川	川久保川	矢ノ口川
上川	上場沢川	金山沢川
取翻川	日影田川	持栗川
柳川	前島川	小斉川

滝ノ湯川	藤原川	丸生戸川
音無川	田沢々川	鳴岩川
角名川	中笹川	槻ノ木川
檜沢川	車川	前沢川
茅野横河川	多々羅川	大早川
水眼川	追出川	小早川
浦ノ沢川	芋倉川	阿久川
麻浸川	左エ門川	

別表第4（第19の2条関係）

区分	基準
災害の防止に関する事項	<p>(1) 太陽光発電設備が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定性が確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 事業区域内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 事業区域内の土地の形状変更を行う場合は、当該形状変更が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度のものであること。</p> <p>(4) 雨水等を有効に排水するために、排水路、調整池等の排水施設を設ける等の対策がとられていること。</p> <p>(5) 工事中は、適切な場所に仮排水路及び仮沈砂池を設置する等の土砂等の流失を防止する対策がとられていること。</p> <p>(6) 第三者が容易に立ち入ることがないように周囲に柵又は塀を設置すること。</p> <p>(7) 第三者が太陽光発電設備に接触し感電するなどの被害を受けることがないように、設備と柵又は塀との距離を1メートル以上空けること。</p> <p>(8) 太陽光発電設備の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、太陽光発電設備の発電出力、太陽光発電事業者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を事業地内の見やすい場所に設置すること。</p> <p>(9) 太陽光発電設備の設置については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項に規定する技術基準に適合していること。</p> <p>(10) 出力が50キロワット未満の太陽光発電設備にあつては、災害その他の非常の場合に、太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること。</p>

生活環境及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採とすること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することのないよう、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度とし、低反射なものを使用するとともに、位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。</p> <p>(3) 太陽光発電設備の稼働音等が近隣住民及び周辺環境に影響を与えないよう、その配置及び構造について適切な措置が行われていること。</p>
周辺景観の保全に関する事項	<p>(1) 尾根、稜線、丘陵地及び高台への設置は、避けること。</p> <p>(2) 隣地との境界部分については、必要に応じ、植栽により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。</p>
事業の運営に関する事項	<p>(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。</p> <p>(2) 除草の際には周辺土地への影響を考慮し、除草剤等の薬剤を使用しないこととし、やむを得ず薬剤を使用する場合は、事前に周辺土地所有者等への周知を図るとともに、薬剤が周囲に飛散しないような措置が講じられること。</p> <p>(3) 太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。</p> <p>(4) 太陽光発電設備の運転開始後の事故などによる損壊時の事業継続又は第三者への損害に備え、損害保険等へ加入するよう努めること。</p> <p>(5) 出力が50キロワット未満の太陽光発電設備にあつては、太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条第2項に規定する一の需要場所をいう）において、発電電力量の少なくとも30パーセント以上の自家消費を行うこと。</p>
事業の廃止に関する事項	<p>(1) 太陽光発電事業を終了した場合は、設備の撤去までの期間において、適切な維持管理を行うこと。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の撤去及び処分に当たっては、関係法令等を遵守し、太陽光発電事業終了後、速やかに行うこと。</p> <p>(3) 太陽光発電設備の撤去後の太陽光発電事業区域については、整地、緑化又は防災上必要な措置を行うこと。</p>

年 月 日

(宛先) 茅野市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

## 井戸掘削(変更)許可申請書

井戸を掘削(変更)したいので、茅野市生活環境保全条例第16条(第20条)の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

地下水の用途			
井戸の設置場所			
掘削の方法			
井戸の口径			
※1 井戸の深さ	m		
※1 井戸のストレーナーの位置	(1) 上限	m	下限 m
	(2) 上限	m	下限 m
揚水量	m <sup>3</sup> /日		
揚水機の種類	吐出口径		mm
	断面積		cm <sup>2</sup>
揚水機の能力	KW		
掘削着手予定年月日	年	月	日
掘削完了予定年月日	年	月	日
掘削担当者住所氏名			
(変更の場合のみ) ※2 許可年月日及び番号	年	月	日許可 茅野市指令第 号
添付書類	1 井戸の位置を示す2万5千分の1の地図、公図及び位置図 2 電気探査によるρ～a曲線図又は柱状図 3 他の水をもって代えることが困難な理由書 4 井戸の構造図		

備考 ※1 井戸の深さ、ストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。

※2 既に許可を受けている井戸を変更しようとするときは、許可又は届出の年月日及び番号を記入し、変更しようとする箇所を記入すること。

茅野市指令第 号  
年 月 日

様

茅野市長



井戸掘削(変更)許可書

年 月 日付けで申請のあった井戸の掘削(変更)を茅野市生活環境保全条例第17条の規定により、下記条件を付して許可します。

記

(条件)

(宛先) 茅野市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

## 井 戸 完 成 届 出 書

井戸が完成したので、茅野市生活環境保全条例第18条(第19条)の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

許可年月日及び番号	年 月 日許可 茅野市指令第 号
井戸の設置場所	
井戸の口径	
※1 井戸の深さ	m
※1 井戸のストレーナーの位置	(1) 上限 m 下限 m
	(2) 上限 m 下限 m
揚水量	m <sup>3</sup> /日
揚水時間	時間 分/日
揚水機の種類	吐出口径 mm
	断面積 cm <sup>2</sup>
揚水機の能力	KW m <sup>3</sup> /min
自然水位	m ( 年 月 日測定)
動水位(揚水位)	m ( 年 月 日測定)
掘削担当者住所氏名	
使用開始年月日	年 月 日 使用開始
添付書類	1 既設井戸にあっては、井戸の位置を示す2万5千分の1の地図及び位置図 2 地質柱状図及び電気検層図※2 3 水質試験結果表

備考 ※1 井戸の深さ及びストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。

※2 条例第19条の規定による届け出をするときは、省略可。

(宛先) 茅野市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井戸の使用目的の変更(権利譲り受け)届出書

井戸の使用目的又は使用者を変更したいので、茅野市生活環境保全条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更等前の井戸	許可年月日及び番号	年 月 日許可 茅野市指令第 号
	井戸の設置場所	
	井戸の口径	
	※1 井戸の深さ	m
	※1 井戸のストレーナーの位置	(1) 上限 m 下限 m
		(2) 上限 m 下限 m
	揚水量	m <sup>3</sup> /日
	揚水時間	時間 分/日
	揚水機の種類	吐出口径 mm
		断面積 cm <sup>2</sup>
	揚水機の能力	KW m <sup>3</sup> /min
	自然水位	m ( 年 月 日測定)
動水位(揚水位)	m ( 年 月 日測定)	
使用目的の変更	変更前	
	変更後	
権利譲渡者	譲渡前の権利者の住所氏名 (法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)	

備考 ※1 井戸の深さ及びストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。



年 月 日

(宛先) 茅野市長

住 所  
届出者  
氏 名

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井 戸 の 廃 止 届 出 書

下記の井戸を廃止したので、茅野市生活環境保全条例第21条の規定により届け出ます。

記

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 許 可 茅 野 市 指 令 第 号
井 戸 の 設 置 場 所	
井 戸 の 深 さ	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置 の 方 法	

(宛先) 茅野市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

開 発 ( 変 更 ) 許 可 申 請 書

下記の開発(変更)をしたいので、茅野市生活環境保全条例第25条(第27条)の規定により申請します。

記

開 発 の 目 的	
開 発 の 位 置	茅野市
開 発 地 の 面 積	m <sup>2</sup>
土 地 の 所 有 者	
工 事 の 予 定 期 間	
工事施行者の住所及び 氏 名 又 は 名 称	
(変更の場合のみ) ※1 許可年月日及び番号	年 月 日許可 茅野市指令第 号
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発の位置を示す2万5千分の1の地図、公図及び位置図</li> <li>2 土地の利用計画</li> <li>3 水の利用計画及び排水計画</li> <li>4 廃棄物の処理計画</li> <li>5 建築物及び構造物に関する計画</li> <li>6 土地所有者の同意書</li> <li>7 水利権者の同意書</li> <li>8 法人の定款、登記簿謄本※2</li> <li>9 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

備考 ※1 変更の場合は、許可年月日及び番号を記入し、変更前、変更後の内容がわかるように記入すること。

※2 法人の定款、登記簿謄本は、茅野市生活環境保全条例施行規則第9条第3項に規定する規模の開発以外は省略可。

年 月 日

（宛先）茅野市長

住 所

協議者

氏 名

（法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

開 発 の 事 前 協 議 書

下記のとおり開発を申請したいので、茅野市生活環境保全条例第25条第1項ただし書の規定により、あらかじめ協議します。

記

開 発 の 目 的						
開 発 の 位 置						
開 発 地 の 面 積	公簿・実測	m <sup>2</sup>		区画数	区画	
建 築 物 の 戸 数 ・ 階 数 ・ 高 さ	戸数	戸	階数	階	高さ	m
開 発 の 予 定 期 間	年 月 ～ 年 月					
添 付 書 類	1 開発の位置を示す2万5千分の1の地図及び位置図 2 その他開発の概要を説明する書類					

茅野市指令第 号  
年 月 日

様

茅野市長 印

### 開 発 ( 変 更 ) 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった開発(変更)を茅野市生活環境保全条例第26条(第27条)の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

記

(条件)

年 月 日

(宛先) 茅野市長

住 所  
届出者  
氏 名

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

### 開 発 の 変 更 届 出 書

開発を変更したいので、茅野市生活環境保全条例第27条第1項ただし書の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

許可年月日及び番号	年 月 日許可 茅野市指令第 号
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
添 付 書 類	

備考 変更の内容が分かるように変更前、変更後の図面を添付し、その一覧を「添付書類」の欄に記載すること。

年 月 日

(宛先) 茅野市長

住 所  
届出者  
氏 名  
(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

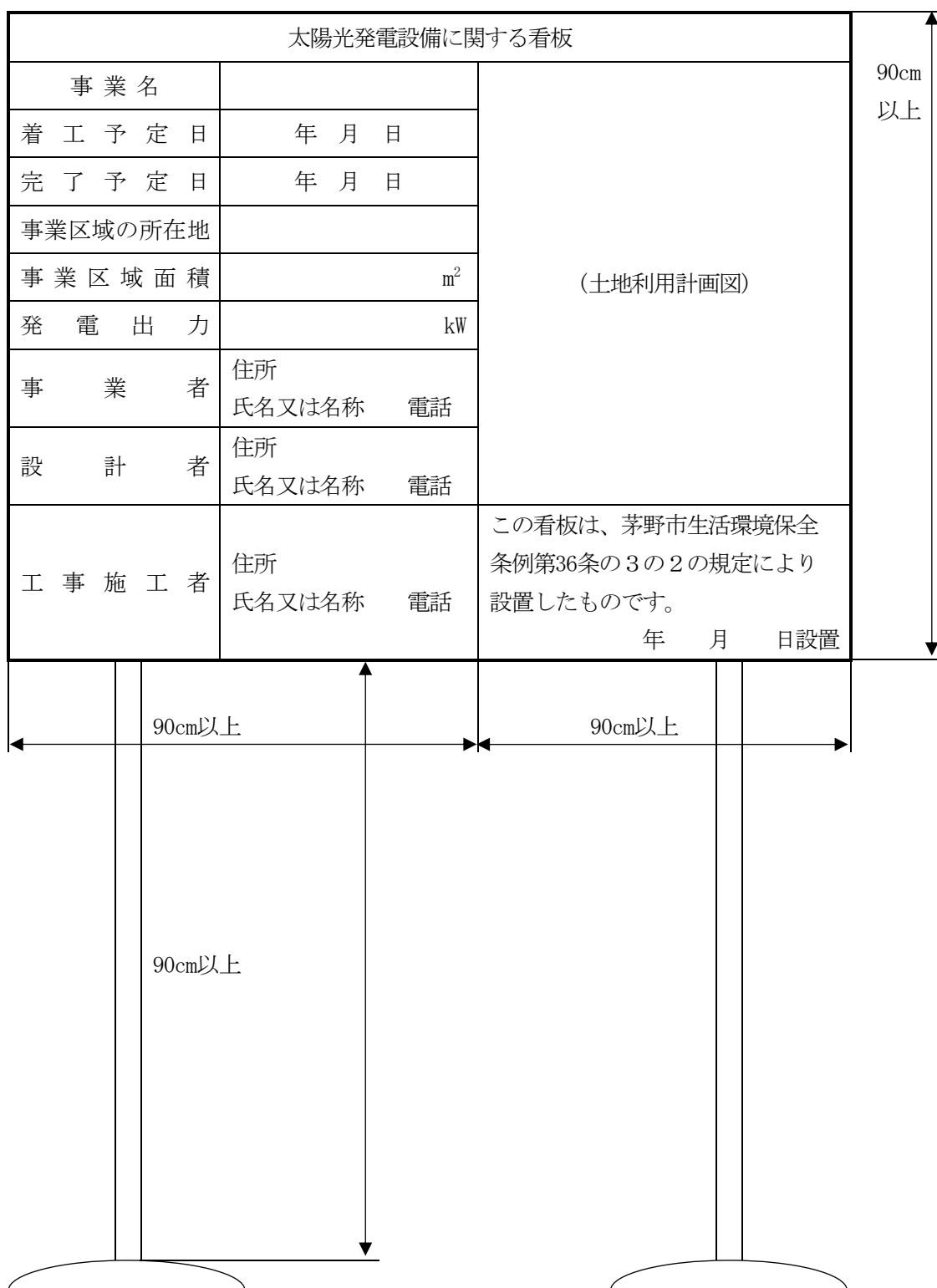
完 成 届

下記のとおり開発（変更）が完成したので、茅野市生活環境保全条例第27条の2の規定により提出します。

記

許可年月日及び番号	年 月 日許可 茅野市指令第 号
開 発 の 目 的	
開 発 の 位 置	
工 事 完 成 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 完成写真（全体写真及び道路、緑地等の土地利用状況が確認できる写真） 2 1の完成写真の撮影方向がわかる図面

様式第10号の2 (第20条関係)



注 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横180センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが90センチメートルの位置を基準として設置すること。

年 月 日

(宛先)茅野市長

住 所 (法人の場合は所在地)  
届出者  
氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

看板(掲示内容変更)届出書

下記のとおり太陽光発電設備に関する看板を設置したので、茅野市環境保全条例第36条の3の2第3項の規定により届け出ます。

記

1 事業名	
2 設計者	住所 氏名 (電話 )
3 工事施工者	住所 氏名 (電話 )
4 事業区域の所在地	
5 事業の規模	事業区域面積 m <sup>2</sup> 発電出力 kW
6 予定工事期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
7 掲示の変更内容	

添付書類

1 位置図

(掲示内容変更届の場合であって、看板設置位置が変わらない場合は添付不要)

2 看板の設置及び掲示内容の変更を証する写真

(看板の内容1枚 看板の設置状況1枚)



年 月 日

（宛先）茅野市長

住 所（法人の場合は所在地）

協議者

氏 名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

電話番号

### 太陽光発電設備設置に係る事前協議書

下記のとおり太陽光発電設備を設置したいので、茅野市生活環境保全条例第36条の4の規定により、あらかじめ協議します。

#### 記

設 置 予 定 地	
敷 地 面 積（ m <sup>2</sup> ）	
設 備 規 模（ k W ）	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
運 転 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
住 民 説 明 会 等 実 施（ 予 定 ） 日	年 月 日
添 付 書 類	1 位置図・案内図 2 抑制区域チェックリスト 3 公図の写し 4 事業概要書 5 事業概要図 6 現況写真 7 会社概要（登記簿等） 8 その他（ ）

年 月 日

（宛先）茅野市長

住 所（法人の場合は所在地）

届出者

氏 名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

電話番号

### 太陽光発電事業計画届出書

下記のとおり太陽光発電設備を設置したいので、茅野市生活環境保全条例第36条の6の規定により届け出ます。

記

設 備 I D			
設 置 予 定 地			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	設 備 規 模	kW
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
運 転 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
工 事 施 工 者	名 称 ・ 代 表 者		
	住 所		
	電 話 番 号		
添 付 書 類	1 位置図・案内図 2 公図の写し 3 太陽光発電事業計画書 4 太陽光発電実施計画図 5 設備の概要資料 6 説明会の議事録 7 事業計画認定申請書（一式）及び認定書の写し 8 その他（ ）		

年 月 日

（宛先）茅野市長

住 所（法人の場合は所在地）  
届出者  
氏 名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

電話番号

### 太 陽 光 発 電 事 業 計 画 変 更 届

下記のとおり太陽光発電設備の設置に係る事業計画を変更したいので、茅野市生活環境保全条例第36条の7の規定により届け出ます。

#### 記

設 備 I D	
変 更 内 容	
中 止 の 場 合 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 変更内容が分かる資料 2 説明会の議事録

※変更内容が分かる資料を添付してください。

年 月 日

（宛先）茅野市長

住 所（法人の場合は所在地）  
届出者  
氏 名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

電話番号

### 設 備 設 置 完 了 届

下記のとおり太陽光発電設備の設置が完了したので、茅野市生活環境保全条例第36条の8の規定により届け出ます。

#### 記

設 備 I D	
設 置 場 所	
設 備 規 模（k W）	
設 置 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 完成写真（全体写真及び土地利用状況が確認できる写真） 2 1の完成写真の撮影方向がわかる図面

年 月 日

（宛先）茅野市長

住 所（法人の場合は所在地）

届出者

氏 名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

電話番号

設 備 廃 止 届

下記のとおり太陽光発電設備を廃止したので、茅野市生活環境保全条例第36条の9の規定により届け出ます。

記

設 備 名 称	
設 置 場 所	
設 備 規 模（kW）	
設 備 廃 止 年 月 日	年 月 日
設 備 撤 去 年 月 日	年 月 日

※設備撤去が完了していない場合は、撤去予定年月日を記入してください。

写 真	No.
	身 分 証 明 書
	所 属 _____
	職 名 _____
	氏 名 _____
	年 月 日生
茅野市生活環境保全条例第48条の規定による立入調査職員であることを証明する。	
年 月 日	
茅野市長	印

(裏 面)

茅野市生活環境保全条例(抜すい)
第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして他人の土地に立ち入らせ、当該土地において行われている行為の状況を調査させることができる。
2 前項の場合において、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

様式第11号の2(第22条の2関係)

指 導 ・ 助 言 書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

茅野市長



茅野市生活環境保全条例第48条の2の規定により、次のとおり指導・助言します。

事 業 地	
事 業 名	
内 容	

勸 告 書

茅野市指令第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

茅野市長



茅野市生活環境保全条例第49条 第1項・第2項の規定により、次の措置を採るよう勧告する。

事 業 地		
事 業 名		
勸告の内容		
措置完了期日	年 月 日まで	
この勧告書を受けたときは、措置完了期日までに必要な措置を講じ、7日以内に「処置完了届出書（様式第14号）」を提出しその検査を受けてください。		



処 置 命 令 書

茅野市指令第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

茅野市長



茅野市生活環境保全条例第50条の規定により、次の処置を行うよう命令する。

事 業 地		
事 業 名		
命 令 の 内 容		
処置完了期日	年 月 日まで	
<p>1 この命令書を受けたときは、処置完了期日までに命令事項に係る処置を講じ、7日以内に「処置完了届出書(様式第14号)」を提出しその検査を受けること。</p> <p>2 この処置命令に違反した者は、条例の定めるところにより処罰されます。</p>		

処 置 完 了 届 出 書

年 月 日

(宛先) 茅野市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名)

茅野市生活環境保全条例第51条の規定により、次のとおり処置を完了したので届け出ます。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	茅 野 市 指 令 第 号
事 業 名			
事 業 地			
処置完了年月日	年 月 日		
処 置 の 内 容			

停 止 命 令 書

住 所

氏 名 様

（法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

茅野市生活環境保全条例第52条の規定により、次のとおり行為の停止を命令する。

- 1 停止を命ずる行為
- 2 停止期間
- 3 停止を命ずる理由

年 月 日

茅野市長



許 可 取 消 通 知 書

住 所

氏 名 様

（法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

茅野市生活環境保全条例第52条の2の規定により、次の許可を取り消したので通知します。

1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 茅野市指令第 号

3 井戸の設置場所  
又は開発の位置 茅野市

4 取消理由

年 月 日

茅野市長



原 状 回 復 命 令

住 所

氏 名 様

（法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

茅野市生活環境保全条例第53条の2の規定により、次のとおり原状回復等を命ずる。

- 1 原状回復等を命ずる事項
- 2 原状回復等を命ずる場所
- 3 原状回復を命ずる理由

年 月 日

茅野市長

